

臼杵市移住体験滞在施設「臼杵おためしハウス」設置要綱

平成28年12月22日臼協推第1222003号
改正 平成29年 2月 9日臼協推第0209002号

(趣旨)

第1条 この要綱は、臼杵市への移住促進を図るため、移住希望者が一定期間本市で生活し、移住に向けての準備や移住体験ができる移住体験滞在施設「臼杵おためしハウス」の設置、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び所在地等)

第2条 移住体験滞在施設の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

名称	所在地	構造(規模)	戸数
臼杵おためしハウス	臼杵市大字戸室字小野2番地	木造平屋建て (109.09 m ²)	1

(利用者の資格)

第3条 臼杵おためしハウス(以下「ハウス」という。)を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者を除く。

- (1) 市外に住所を有する者で、本市への移住を希望している者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(利用期間)

第4条 ハウスの利用期間は、利用単位を1日とし、利用開始日から起算して連続する30日以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による利用期間内においてハウスを利用しない日があっても連続して利用したものみなす。

(利用申請)

第5条 ハウスを利用しようとする移住希望者は、あらかじめハウスの利用について本市移住担当窓口に予約した後、臼杵おためしハウス利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(利用承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、臼杵おためしハウス利用承認書(様式第2号)を申請者に交付するとともに、当該者と別に定める様式によりハウスの一時使用目的による建物賃貸借契約(以下「賃貸借契約」という。)を締結するものとする。

(賃貸料等)

第7条 ハウスの賃貸料は、無料とする。

2 ハウスに備付けの家具、電化製品等は、貸与するものとする。

(利用者の遵守事項)

第8条 市と賃貸借契約を締結した者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条の趣旨に沿ってハウスを利用すること。
- (2) 留守や就寝時には必ず施錠するなどハウスを善良に管理すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、ハウス内の附属設備、備品等を適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) ハウス及びハウス周りの清掃を行い、住環境の整備をすること。
- (6) ハウスの使用後は、現状に復して返還すること。
- (7) その他ハウスの利用に関し、市長が必要と認めること。

(禁止行為)

第9条 利用者は、ハウスにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) ハウスの改修又は増築を行う行為
- (3) ハウス内における土地の形式を変更する行為
- (4) ハウスの全部又は一部を第三者に転貸する行為
- (5) その他ハウスの利用にふさわしくない行為

(賃貸借契約の解除)

第10条 市長は、利用者が第8条各号に掲げる事項を遵守しないとき又は前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、賃貸借契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由によりハウス及びハウス内の附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第12条 ハウスが通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、ハウス内又はハウス周辺で発生した事故については、市はその責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ハウスの運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年 2月 9日から施行する。

年 月 日

臼杵市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
連絡先

臼杵おためしハウス利用申請書

臼杵おためしハウスを利用したいので、臼杵市移住体験滞在施設「臼杵おためしハウス」設置要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、臼杵おためしハウスの利用に当たっては、同要綱の規定に従って利用することを誓約します。

記

1 利用期間	年 月 日 (時 分) ~ 年 月 日 (時 分) (利用開始日の到着予定時刻： 時 分)			
2 滞在中の緊急連絡先	(携帯電話) — —			
3 利用者氏名（申請者を含む。）	性別	生年月日	年齢	申請者との続柄
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
4 利用の目的と移住に当たっての考えや希望を記入してください。				

※申請書に申請者の身分証明書（運転免許証又は健康保険証など）のコピーを添付して提出してください。

平成 年 月 日

様

臼杵市長



臼杵おためしハウス利用承認書

平成 年 月 日付けで申請のあった臼杵おためしハウスの利用について、臼杵市移住体験滞在施設「臼杵おためしハウス」設置要綱第6条の規定に基づき審査を行った結果、下記のとおり利用を承認します。

なお、臼杵おためしハウスの利用に当たっては、別途、一時使用目的による建物賃貸借契約を市と締結していただきます。

記

利用期間 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日